

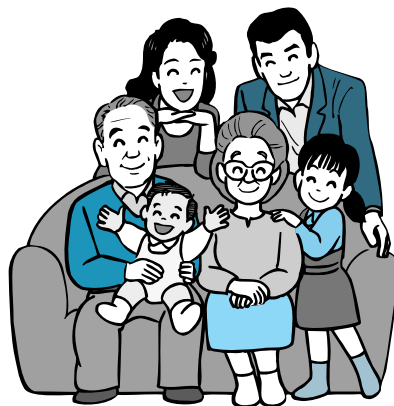


このシリーズでは介護保険制度の全般をテーマとして紹介していますが、今回から平成 18 年 4 月に改正された介護保険制度について、紹介していきます。

◆◆介護保険制度のねらい◆◆

私たちは今、高齢化社会の中にあり、21 世紀の半ばには 3 人に 1 人が高齢者という時代を迎えようとしています。寝たきりや認知症など的高齢者が増える一方で、介護をする人も高齢になり、また、共働き世帯も増えるなど、家族だけでの介護が難しくなっています。介護は、誰もが直面する問題なのです。『介護保険制度』は、『介護の問題』や『老後の不安』を解消するために、『介護』を社会全体で支える体制をつくり、介護が必要になったら、住み慣れた地域で必要な人の希望を尊重した総合的な介護サービスを提供していくことを目的としています。介護を一部の人の問題としてではなく、社会全体で支える『介護保険制度』が平成 12 年 4 月 1 日から開始されました。

平成 18 年 4 月に『介護保険制度』は
新しくなってスタートしました。



◆◆改正後の主なポイント◆◆

■介護予防重視型への仕組みの転換■

- ・症状の軽い方を対象とする介護サービスが確立されました。（介護予防サービス）
- ・介護や支援が必要になる前の高齢者を対象とした、介護予防事業が確立されました。

■新たなサービス体系の確立■

- ・主に認知症を対象とし、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう地域密着型サービスが創設されました。
- ・介護予防マネジメント、高齢者とその家族への総合的な相談、権利擁護などを行う地域包括支援センターが創設されました。

■施設サービスの給付の見直し（平成 17 年 10 月から実施）■

- ・施設を利用するサービスの居住費や食費が利用者の自己負担になりました。なお、所得の低い方には、負担の軽減があります。

■介護保険料の見直し（平成 18 年 10 月の本賦課以降）■

- ・所得の低い方に配慮し、介護保険料の設定がきめ細かくされるようになります。
- ・特別徴収（介護保険料を年金から天引き）の対象が、遺族年金と障害年金に拡大されます。